

(顧問及び客員調査員)

第三条 事務局に、顧問及び客員調査員を置くことができる。

2 顧問及び客員調査員は、学識経験のある者のうちから、事務総長が委嘱する。

3 顧問及び客員調査員は、非常勤とする。

附 則

この規程は、平成二十七年三月十九日から施行する。

衆議院の事務局及び法制局の職員（事務総長、法制局長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、千七百九十九人を超えない範囲内で、議長が、議院運営委員会に諮つて、これを定める。

附 則

1 この規程は、平成十三年三月十五日から施行する。

2 衆議院事務局職員定員規程（昭和三十二年三月二十八日議決）及び衆議院法制局職員定員規程（昭和三十三年三月二十八日議決）は、廃止する。

附 則（平成二十五年十一月八日）

この規程は、国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二五年法律第八十号）の施行の日（平成二十六年二月二十一日）から施行する。

○衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程

(平成十三年三月十五日議決)

改正 平一五年 三月一七日 平一五年一月 八日